

別紙

諮問第1053号

答 申

## 1 審査会の結論

「建設局が〇〇電鉄及び〇〇電鉄グループ会社に対して占有許可をしていることが分かる文書（平成23年から現在まで）に係る却下処分決定通知書の発出を求める。」を、対象公文書が特定できないことを理由として開示請求を却下した決定は、妥当である。

## 2 審査請求の内容

### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「建設局が〇〇電鉄、及び〇〇電鉄グループ会社にたいして占有許可している事がわかる文書で占有許可の内容がわかる関係する文書の全部。その内平成23年から現在までの分。本請求書提出にあたり重大な異議がある。本提出前に主務課の監察指導課、東京都知事代理人2名に本請求を事前に伝えたところ『本開示請求の提出を拒否された』。拒否されるという事は『東京都による開示請求という東京都民の権利の剥奪行為』とも言える。依って本請求は却下されなければ『東京都による不作為行為』となるから、請求人としては『却下処分決定通知書の発出』を求めるものである。そして同却下処分決定通知書の却下理由には監察指導課、東京都知事代理人2名が述べた通り、『平成〇〇年〇月〇日発出、〇〇第〇〇号による』と明記する事。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都知事が平成28年9月9日付けで行った開示請求却下決定について、その取消しを求めるというものである。

### (2) 審査請求の理由

審査請求書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

## ア 審査請求書

(ア) 本件開示請求却下通知書の発出に至る開示請求書を主務課は受領していない。

建設局道路管理部監察指導課長、同課統括課長代理、同課係員、建設局道路管理部長の証言により未受領は明らかであるから、条例に照らし、処分は不可能である。

(イ) 本件開示請求却下通知書に記載されている、東京都による「補正の試み」は無かった。建設局に「本件開示請求却下通知書記載の『補正』とは何のことか？」と聞いたところ、次の回答があった。審査請求人に「審査請求人の開示請求の主旨は却下処分通知書を求めるということか？」と質問した。これが補正を試みたということになる。しかし、これは補正を試みたことにはならない。私は、今年〇月〇日付けで、その対象期間だけを変更して同じ開示請求を再度実行した。そうしたところ、建設局から文書で補正を試みられている。この補正こそが、条例に照らして正しい補正である。よって、この事実をもって「補正の試みは無かった」根拠となる。

## イ 意見書

(ア) 東京都と〇〇電鉄間における「許認可に関する件」や「両者間の事業計画」「両者間の交流計画」等は、「公共事業」である。都民である私は当然、公文書開示請求をする権利、両者間の許認可・事業計画・交流計画について、質問する権利と都に対して回答を求める権利を有する。しかし、東京都は開示請求を拒否した。口頭での教示さえ拒否した。つまり、私には請求の権利が無いと断言したのであり、私の都民としての人格を否定した人権侵犯といえる。

(イ) 審査会から私に意見書の提出依頼があり、意見書の提出期限は〇月〇日とされたから、〇月〇日〇時〇分審査会事務局に対して、意見書の提出方法、様式、意見の方法等の教示を求めた。担当者は不在だったため同日中に私への教示の電話をするよう求めたが、翌日〇時の時点で教示の電話はなかった。審査会の審理が進行中だから、建設局から審査会事務局に対して、「審査請求人に対しては教示するな」「都にとって不利だから」という要請があったと判断せざるをえない事

実展開である。平等で公平でなければならない審査会事務局なのに許されない行為である。

(ウ) 東京都と〇〇電鉄の公表できない事業や隠蔽された事業がある可能性がある。

東京都が私の人権侵犯を実行してまで公表できないことは何か、またその理由を審査会にて明らかにしてほしい。

### 3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張等を要約すると、以下のとおりである。

本件開示請求に係る処分は、審査請求人からなされた条例6条に基づく公文書開示請求に対し、処分庁が条例6条1項の規定に基づき開示請求却下決定を行ったものである。

本件開示請求については、審査請求人から開示請求書の提出があったが内容を特定できず、審査請求人に補正を試みたところ、審査請求人が開示を求める情報は「建設局が〇〇電鉄、及び〇〇電鉄グループ会社にたいして占有許可している事がわかる文書で占有許可の内容がわかる関係する文書の全部。その内平成23年から現在までの分。」ではなく、対象文書は「却下処分決定書」であるという旨の言及があった。しかし、当該補正を試みても対象となる公文書を特定することはできなかつたため、処分庁は開示請求却下決定を行ったものである。

### 4 審査会の判断

#### (1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成28年12月16日	諮問
平成29年12月20日	新規概要説明（第185回第一部会）
平成30年 1月18日	実施機関から理由説明書收受

平成30年 1月30日	審議（第186回第一部会）
平成30年 2月 9日	審査請求人から意見書收受
平成30年 2月28日	審議（第187回第一部会）

## （2）審査会の判断

審査会は、実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### ア 本件開示請求について

本件審査請求に係る開示請求の内容は、「建設局が〇〇電鉄、及び〇〇電鉄グループ会社にたいして占有許可している事がわかる文書で占有許可の内容がわかる関係する文書の全部。その内平成23年から現在までの分。本請求書提出にあたり重大な異議がある。本提出前に主務課の監察指導課、東京都知事代理人2名に本請求を事前に伝えたところ『本開示請求の提出を拒否された』。拒否されるという事は『東京都による開示請求という東京都民の権利の剥奪行為』とも言える。依って本請求は却下されなければ『東京都による不作為行為』となるから、請求人としては『却下処分決定通知書の発出』を求めるものである。そして同却下処分決定通知書の却下理由には監察指導課、東京都知事代理人2名が述べた通り、『平成〇〇年〇月〇日発出、〇〇第〇〇号による』と明記する事。」というものである。実施機関は、審査請求人に補正を試みたが、請求に係る公文書を特定することができなかったことから、開示請求を却下する決定を行った。

### イ 条例の定めについて

本件開示請求決定時の条例（平成29年東京都条例第49号による改正前のもの。以下「旧条例」という。）6条1項は、「開示の請求（以下「開示請求」という。）は、実施機関に対して、次の事項を明らかにして…行わなければならない。」としており、同項3号において、「開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項」と規定している。また、同条2項は、「開示請求に形式上の不備があると認めるとき

は、開示請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。」と規定している。

ウ 本件却下決定の妥当性について

実施機関の説明によると、審査請求人が提出した開示請求書の記載内容からは請求の対象となる公文書を特定できず、審査請求人に補正を試みたが、なお対象となる公文書の特定に至らなかったことから、開示請求却下決定を行ったとのことである。

一方、審査請求人は、本件開示請求について「補正の試み」はなかった旨及び本件開示請求に係る処分は無効である旨主張する。

旧条例6条1項3号は、開示請求者が開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項を明らかにして開示請求を行わなければならない旨規定しており、また、同条2項に規定している補正の手続は必須ではないものと解される。さらに、本件開示請求については、審査請求人は「補正の試み」はなかった旨主張している。

これらを踏まえ、審査会が本件開示請求書の「開示請求に係る公文書の件名又は内容」欄に記載された内容から、請求の対象となる公文書を特定できるかについて検討したところ、当該開示請求書には特定の行政処分の発動を求めることや請求者の主張など様々な事項が記載されており、実施機関が当該記載内容により対象公文書を特定することは極めて困難であることが認められる。

以上のことから、請求対象の公文書が特定できないことを理由として本件開示請求を却下した実施機関の決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書及び意見書においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、浅田 登美子、神橋 一彦、塩入 みほも